

産業廃棄物処理計画書

2021年6月30日

京都府知事 殿

提出者

住 所 京都府京都市伏見区竹田浄菩提院町316
 氏 名 大和ハウス工業株式会社 京都支社
 支社長 坂東 希

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-605-2908



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大和ハウス工業株式会社 京都支社
事業場の所在地	京都府京都市伏見区竹田浄菩提院町316
計画期間	2021年4月1日～2022年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合建設業
②事業の規模	完成工事高 4,498百万円
③従業員数	221人(2021.4.1)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事 がれき類(コンクリート塊、アスコン塊)、木くず→再生処理業者に委託して、再生砕石、チップ(合材用、燃料用)として再資源化 ・新築工事(住宅系当社商品) 現場にて建設産廃を19品目に分別し奈良工場に一括して集め品目別に再生処理業者に委託し再資源化 ・新築工事(一般建築) 現場にて分別しリサイクル可能な品目については再生処理業者に委託して再資源化 紙くずについては無償譲渡契約を締結し、可能な限り廃棄物にしない。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「別表① 廃棄物管理組織図」参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2020年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	別紙集計用シートのとおり
	(これまでに実施した取組)	
②計画	1.住宅系新築工事における当社商品の工業化 ・梱包材を極力簡素化して現場納入を実施、及び梱包材の再利用 ・石膏ボードや瓦、内装下地材のプレカット化 2.建築系新築工事における一部工業化 ・外壁のパネル化 ・紙くずについては無償譲渡契約を締結し、可能な限り廃棄物にしない。	
	【目標】	
	産業廃棄物の種類	住宅系(新築) 6.1kg/m ² 建築系(新築) 30.0kg/m ²
	排 出 量	
(今後実施する予定の取組) ・現場調達材やプレカットの精度向上を検討する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・住宅系新築工事は19品目に分別 ・建築系新築工事は廃プラスチック、金属くず、木くず、紙くず、ダンボール、石膏ボード、ガラス陶磁器くず等5~7品目に分別している。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状を継続し分別の精度向上を検討する
②計画	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
①現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t
(これまでに実施した取組)		
	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
②計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
①現状	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
②計画	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t t
	(これまでに実施した取組)	
	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（2020年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
①現状	全処理委託量	別紙集計用シートのとおり t t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	t t
	(これまでに実施した取組)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・委託基準にしたがって処理委託基本契約の締結及び処理系統管理、マニフェスト発行など当社システムによる管理を実施。 ・可能な限り優良認定業者や再生利用業者への処理委託を行い、最終埋立処分量の低減をはかる。 ・委託業者の選定基準により書類・現地審査を実施し、合否の判定を実施している。現地確認も当社基準により継続して実施している。 	

②計画		【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり	
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者外の熱回収を行う業者	t	t
(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> ・委託基準管理事項の継続 ・可能な限り優良認定処理業者を選定し再資源化率の向上を図る。 ・処理委託業者施設の定期現地確認を継続する。 				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業用機械物販賣計画書の【算計用シート】

・下表にない機種の生産機物については、「生産終了物の種類」欄に、品目名を記入してください。

・行が不足すれば、適宜追加してください。

機器名	◎ 製造実績				◎ 廉価競争力				◎ 生産構造				◎ 生産効率化				◎ 経営資源			
	生産年	生産台数	生産期間	生産効率	年間生産能力	年間販売量	年間販売率	年間販賣額	年間販賣額	年間販賣率	年間販賣額	年間販賣率	年間販賣額	年間販賣率	年間販賣額	年間販賣率	年間販賣額	年間販賣率		
製紙機	02	250	2ヶ月	65%	450	150	33%	380	380	100%	180	50%	120	33%	120	33%	120	33%		
印刷機	03	300	3ヶ月	70%	600	200	33%	200	200	100%	180	50%	120	33%	120	33%	120	33%		
包装機	04	200	1ヶ月	80%	350	150	43%	150	150	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
組立機	05	180	2ヶ月	75%	400	150	37%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
検査機	06	150	3ヶ月	85%	300	120	40%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
輸送機	07	120	2ヶ月	90%	250	100	40%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
開発機	08	100	3ヶ月	95%	200	80	40%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
組立機	09	90	2ヶ月	98%	180	60	50%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
検査機	10	80	3ヶ月	99%	160	40	50%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
輸送機	11	70	2ヶ月	99.5%	140	20	50%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
開発機	12	60	3ヶ月	99.8%	120	0	50%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
組立機	13	50	2ヶ月	99.9%	100	0	50%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
検査機	14	40	3ヶ月	99.95%	80	0	50%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
輸送機	15	30	2ヶ月	99.98%	60	0	50%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
開発機	16	20	3ヶ月	99.99%	40	0	50%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
組立機	17	10	2ヶ月	99.995%	20	0	50%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
検査機	18	5	3ヶ月	99.998%	10	0	50%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
輸送機	19	3	2ヶ月	99.999%	5	0	50%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
開発機	20	1	3ヶ月	99.9995%	2	0	50%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		
組立機	21	0	2ヶ月	99.9998%	1	0	50%	120	120	100%	120	33%	120	33%	120	33%	120	33%		

(注)○印は販売額を記入した欄であることを示す。

別表①

1. 組織

建設副産物の適正処理及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進は、下図の組織にて行う。

安全管理部地区担当者は、地区内における建設副産物の処理、管理を適正に行うために、事業所、施工業者（解体、リフォーム業者を含む）及び廃棄物処理業者等に対して、必要な指示、報告徴収を行う権限を有する。

また、地区施工推進部長は、環境行動計画に基づき、地区内における建設副産物の3Rを推進する責任を負う。

